

第44回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年2月24日(水) 午後1時20分から午後2時45分

開催場所 姫路市役所 本館10階 大会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

| 議席番号 | 氏名 | 出欠 | 署名委員 | 備考 |
|------|------|----|------|---------|
| 1 | 福永利一 | 出席 | | |
| 2 | 松尾富昭 | 出席 | | |
| 3 | 福岡 滉 | 出席 | | |
| 4 | 中塙良幸 | 出席 | | |
| 5 | 田摩仁志 | 欠席 | | |
| 6 | 田口繁克 | 出席 | | |
| 7 | 尾川和男 | 出席 | | |
| 8 | 三木輝男 | 出席 | | |
| 9 | 田中博 | 出席 | | |
| 10 | 飯塙祐樹 | 出席 | | |
| 11 | 萩原和好 | 出席 | | |
| 12 | 高瀬宏章 | 出席 | | |
| 13 | 岡本富博 | 出席 | ○ | |
| 14 | 宮下裕光 | 出席 | ○ | |
| 15 | 橋本静枝 | 出席 | | |
| 16 | 小林忠明 | 出席 | | |
| 17 | 青田誠 | 出席 | | 会長職務代理者 |
| 18 | 大塙正稔 | 出席 | | 会長職務代理者 |
| 19 | 岸本英夫 | 出席 | | 会長 |

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
農地法施行規則第29条第1号の確認について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 報告第4号 合意による解約等の通知について
- 報告第5号 県許可案件の許可状況について
- 報告第6号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和3年2月24日 午後 時 分)

議長 それでは只今から、第44回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しております、会議は成立しております。なお、田舎委員より欠席のご連絡をいただいているおります。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を岡本委員と宮下委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。

〔農地確認及び非農地確認について〕

農地確認及び非農地確認について、この度は、農地確認申請が1件、非農地確認申請が4件提出されております。

農地確認です。

都市計画区域外の安富町安志の田2筆計260m²につきまして、大阪府茨木市の[REDACTED]より「[REDACTED]

[REDACTED]許可後土地の形状変更を行わず、今まで農地として利用しており、今後も引き続いて農地として利用するとの申請です。

現況は「田」となっております。

続きまして、非農地確認です。

1番と2番が市街化区域の案件、3番が調整区域の案件、4番が都市計画区域外の案件となっております。

1番です。

飾磨区英賀の田413m²につきまして、飾磨区今在家の[REDACTED]より、「平成9年以前より、露天駐車場として利用している」との申請です。

2番です。

飾磨区英賀の田2筆計1,245m²につきまして、飾磨区今在家の[REDACTED]より、「平成9年以前より、露天駐車場として利用している」との申請です。

3番です。

林田町上伊勢の畠165m²につきまして、林田町上伊勢の[REDACTED]より、「平成8年以前より、自宅敷地として利用している」との申請です。

4番です。

夢前町神種の田36m²につきまして、夢前町神種の[REDACTED]より、「平成10年以前より、露天資材置場として利用している」との申請です。

以上、農地確認1件、非農地確認4件につきまして、いずれの案件も、現況は申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見をいただいております。中南部地区及び北西部地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりません。

どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・。

議長

なければ、議案第1号について、承認とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号(P3~P5)を説明する。

(農地法第3条の規定による許可申請について)

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、14件の申請が提出されております。

7番が市街化区域の案件、8番と9番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっており、1番、2番が現在耕作面積0m²の方の案件、3番から6番が今回許可されると下限面積を超える方の案件、7番以降がすでに下限面積を超えている方の案件となっております。

12番を除き、いずれの案件も譲渡人・貸人の「自作地」で、「申請地が貸付地である場合」に該当しておりません。

14番が農地所有適格法人である外は、譲受人・借入は、いずれも「個人」であり、「譲受人が法人である場合」には該当しておりません。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。

「通作距離」につきましては、1番2番が約3km、7番が約500m、8番9番が約1km、10番11番が約1.8km、14番が約2.4kmとなつておる外は、いずれも居住集落内となっております。

いずれの案件も、「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番2番です。

船津町の田2筆計3,707m²につきまして、抵觸の[REDACTED]が、船津町の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える3,707m²になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

3番です。

林田町松山の田畠3筆計1,155m²につきまして、林田町松山の[REDACTED]が、神戸市の[REDACTED]より、「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える4,069m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」「野菜」となっております。

4番から6番です。

林田町下伊勢の[REDACTED]が、林田町下伊勢の畠383m²につきましては、林田町下伊勢の[REDACTED]より、「購入したい」との所有権移転の申請と、

林田町下伊勢の田2筆計3,208m²につきましては、林田町下伊勢の[REDACTED]より、「使用貸借権で借り受けたい」との貸借権設定の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える5,774m²になる予定です。

作付作物は、「野菜」「水稻」となっております。

7番です。

広畠区蒲田二丁目の畠380m²につきまして、広畠区蒲田四丁目の[REDACTED]が、神奈川県相模原市の[REDACTED]より、「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、3,409m²になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

8番9番です。

安富町安志の田4筆計2,659m²につきまして、安富町長野の[REDACTED]

が、安富町安志の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、11,861m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

10番11番です。

別所町佐土と別所町佐土新の田5筆計2,556m²につきまして、御国野町国分寺の[REDACTED]が、別所町佐土新の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、57,088m²になる予定です。

作付作物は、「果樹」「野菜」となっております。

12番です。

飾東町佐良和の田3筆計659m²につきまして、飾東町佐良和の[REDACTED]が、飾東町佐良和の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

申請地のうち[REDACTED]は、[REDACTED]の現在耕作地で、[REDACTED]の農家台帳に現在記載があるため、この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、3,521m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」「野菜」となっております。

13番です。

山田町西山田の田192m²につきまして、山田町西山田の[REDACTED]が、山田町西山田の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、4,851m²になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

14番です。

香寺町岩部の田2,180m²につきまして、[REDACTED]香寺町田野の[REDACTED]が香寺町広瀬の[REDACTED]より、「借り受けたい」との賃借権設定の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は2,190,402m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

以上、北東部地区農政協議会におきまして、1番2番が「新規農家に該当するため事情聴取が必要」との意見の外は、特に問題点は出ておりません。

農地法第3条の規定による許可申請14件23筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

議長

10番11番の案件ですが、議受人から、この1~2年の間に取得した農地についての現状と、これから予定の文書が提出されておりますが、1年経っても現状が変わらなければ、一度、農業委員会に来ていただき、本人から事情聴取を行いたいと考えております。

- 議長 他にご意見、ご質問等はございませんか。
- 各委員
- 議長 それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、1番2番が事情聴取、その外については承認とすることでおろしいでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 議長 「異議なし」の声を得ましたので、議案第2号は承認致します。
- 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号（P6～P7）を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕
〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕
- 説明に入ります前に資料の一部削除をお願いいたします。議案の4番の案件でございますが、申請者より取下願が提出されましたので、削除をお願いいたします。
- 農地法第4条の規定による許可申請について、この度は3件提出されており、いずれも都市計画区域外の案件です。
- 「代替地の有無」につきましては、いずれの案件も「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。
- 「転用の妨げとなる権利を有する者」、「一体として事業に供する土地の利用見込み」、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、いずれも該当がありません。
- 「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」につきましては、いずれも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。
- それでは案件ごとに概要をご説明いたします。
- 1番です。
夢前町寺の田901m²のうち97.5m²につきまして、大津市の██████████が、「公衆用トイレを建築したい」との転用の申請です。
現況は、「畠」となっております。
申請地の農地区分は、その他の農地の「第2種農地」に該当すると考えております。
「事業内容」につきましては、弥勒寺参拝者用の公衆用トイレ1棟を設置する計画となっております。
「転用に必要な資力」につきましては、企業からの寄付となっております。
- 2番です。
安富町植木野の畠182m²につきまして、安富町植木野の██████████が、「露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。
現況は既に「露天駐車場」となっており、そのことについて始末書が添

付されております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、車4台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、造成済みのため不要となっております。

3番です。

安富町長野の田1005m²につきまして、夢前町菅生澗の[REDACTED]が、「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。

現況は「休耕田」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、パネル256枚、パソコン8台、出力[REDACTED]の太陽光発電設備を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資となっております。

以上、北西部地区農政協議会におきまして、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。

調整区域の豊富町豊富の田937m²のうち187.96m²につきまして、豊富町豊富の[REDACTED]が「農道として利用したい」との確認の申請です。

現況は「田」ですが、農道予定地が造成されており、そのことについて始末書が添付しております。

「申請地の農地区分」は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、[REDACTED]農地までの農道として利用する計画となっております。

「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えます。

農地法第4条の規定による許可申請3件3筆及び農地法施行規則第29条第1号の確認1件1筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

[REDACTED]

議長

なければ、議案第3号について、承認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については承認とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号（P8～P9）を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は8件提出されており、2番から4番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。

6番から8番を除いて、「代替地の有無」につきましては、いずれの案件も「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。

1番を除いて、「転用の妨げとなる権利を有する者」につきましては、いずれも該当がありません。

3番を除いて、「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、いずれも該当がありません。

8番を除いて、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、いずれも該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」にはいずれも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

町田の田969番につきまして、町田の[REDACTED]が、青山の[REDACTED]より、「賃借権で借り受けて、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。

現況は、既に露天駐車場となっており、そのことについて始末書が添付しております。

「申請地の農地区分」は、住宅等が連たんする区域に近接且つ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」については、根抵当権者の同意書が添付されております。

「事業内容」につきましては、車22台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、既に造成済みのため不要となっております。

2番です。

夢前町宮置の畠338m²につきまして、夢前町宮置の[REDACTED]が、加古川市の[REDACTED]より、「購入して、貸露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。

現況は「畠」となっております。

「申請地の農地区分」は、住宅等が連たんする区域に近接且つ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、車6台分の貸露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

3番です。

夢前町菅生澗の畠143m²につきまして、夢前町古知之庄の[REDACTED]が、夢前町菅生澗の[REDACTED]より、「使用賃借権で借り受けて、一

般住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は「畠」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設」に該当するものとして申請されております。

「一体として事業に供する土地の利用見込み」については、隣接宅地と一体利用して住宅を建築する計画となっております。

「事業内容」につきましては、床面積102m²の住宅1棟を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金となっております。

4番です。

安富町安志の田492m²につきまして、安富町長野の[REDACTED]が、安富町安志の[REDACTED]より、「購入して、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

「申請地の農地区分」は、住宅等が連たんする区域に近接且つ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

現況は「田」となっております。

「事業内容」につきましては、床面積96.05m²の住宅と車4台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金となっております。

5番です。

御国野町深志野の田412m²につきまして、御国野町深志野の[REDACTED]が、飾磨区阿威鹿古の[REDACTED]より「購入して、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、いつもお世話になっている父の弟が経営する[REDACTED]が、今後、[REDACTED]を一時保管する場所として当該地を使用した後、引き続き露天資材置場として利用する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

6番です。

別所町佐土の田396m²につきまして、別所町佐土新の[REDACTED]が、高砂市の[REDACTED]より「購入して露天資材置場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である農地法施行規則第35条第5号の「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。

「事業内容」につきましては、[REDACTED]を経営する譲受人が、今後、事業拡大することに伴い、現在の敷地では手狭になるため、隣接地に敷地を拡張し、フェンス、ガードレール等を置くための露天資材置場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

7番です。

飾東町豊國の田2筆計3, 283m²につきまして、神屋町五丁目の■■■■■が、飾東町豊國の■■■■■より「購入して、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、上下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域かつ近距離に2以上の教育施設、医療施設等が存在する「第3種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、■■■■■を経営する■■■■■が、解体資材や工事資材一式を置くための露天資材置場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

なお、この案件、転用面積が1, 000m²を超えていたため、本日、現地調査班による現地調査を行っていただきました。現地調査班の意見としては、「許可相当」となっております。

8番です。

豊富町神谷の畠369m²につきまして、加古川市の■■■■■が、■■■■■豊富町神谷の■■■■■より、「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は、「畠」となっております。

「申請地の農地区分」は、住宅等が適たんの「第3種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、延床面積111.79m²の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資となっております。

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請中となっております。

以上、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

以上、農地法第5条の規定による許可申請8件9筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

議長

7番の案件ですが、譲渡人は、2年程前に3条申請をされ、農地を取得しております。農業委員会としましても、新規農家ということもあり、本人と会って事情聴取を行い、話を伺いましたところ、イチジクを作りたいとのことでした。結局、2年もの間、一度も、何も作付けされること無く、今回転用することになったといういきさつがあります。草も生えっぱなしであったことから、転用するまでに、草刈りを行うよう依頼しましたところ、本日午前中の現地調査した際に、草刈りを行っている最中でありました。

議長

他にご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

....。

議長

それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、議案第4号について、承認することによろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第1号（P10）を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、1月にご審議いただきました、新規農家の事情聴取を2月3日に実施していただきました。

当日は、ご本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付で許可書を交付しておりますことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、報告第1号について、確認とさせていただきます。

次に報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第2号（P11～P13）を説明する。

〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

農地法第4条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、1月8日から2月10日の間に受け付けたもの、資料11頁から13頁の16件26筆につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、報告第2号について、確認とさせていただきます。

次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第3号（P14～P20）を説明する。

〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

農地法第5条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、1月8日から2月10日の間に受け付けたもの、資料14頁から20頁の37件58筆につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により、受理書を交付しましたことをご報告いたします。

- 議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。
- 各委員 ・・・。
- 議長 それでは、報告第3号について、確認とさせていただきます。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 報告第4号（P21～P23）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕
- 合意による解約等の通知について、この度は、貸貸借契約の解約の通知が6件、使用貸借契約の解約の通知が7件、計13件の通知がございました。
そのうち利用権に関するものは7件です。
貸貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、1番、3番、4番、5番が「無償」、2番、6番が「離作料金の支払い」となっております。
以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。
- 議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。
- 各委員 ・・・。
- 議長 それでは、報告第4号について、確認とさせていただきます。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 報告第5号（P24）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕
- 県許可案件の許可状況について、12月の総会でご審議いただき、県へ送付していた案件の許可の状況です。
1月12日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。
以上、県許可案件の許可状況につきまして、ご報告いたします。
- 議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。
- 各委員 ・・・。
- 議長 それでは、報告第5号について、確認とさせていただきます。
- 次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 報告第6号（P25）を説明する。
〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕
- 農業経営改善計画の認定について、12月の会長決裁分です。
水稻、麦、果樹等を営農している船津町の [REDACTED] につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」であると回答しておりました。
姫路市長より、[REDACTED] は12月9日付けで認定したと通知がありましたので、ご報告いたします。

- 議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。
- 各委員 。。。
- 議長 それでは、報告第6号について、確認とさせていただきます。
本日の議案は以上です。
事務局、他に連絡事項等はありますか。
- 事務局 特にありません。
- 議長 それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。
(午後2時45分 終了)

議事録署名委員

(議長) 岸本 美夫

(署名委員) 岡本 富博

(署名委員) 宮下 裕光
